

# 連絡会のひおり 2003

2003年 4月 4日(金)発行

八千代市保育園父母会連絡会広報部

[ 2003 ]

事務局:高津南保育園父母会内連絡会代表委員(御意見・御質問は各園の父母会ポスト or 以下HPへお願いします)  
http://www2u.biglobe.ne.jp/~TommyNet/toppage.html(ニュース全バックナンバーや各種資料公開しています。)



愛するわが子を「集団生活(保育園)」の場に入園させる両親の気持ちは、どんなにか複雑なことでしょう。自分の手もとで育てたいけれども、働き続けるためにはしようがない。「仕事をやめようか、どうしようか」と幾度となく悩み、後ろ髪を引かれる思いでやむを得ず保育園の門をくぐった方も多いのではないでしょうか。

でも心配しないでください。子どもは集団生活の中でたくましく育ちます。保育園には、子どもの発達を保障する専門の職員がいます。そして、親たちの心配や悩みなどを少しでも解消し、支え合っていくために父母会がつくられています。

仕事・家事・育児とあまりにも忙しい日々の中で、精神的なゆとりが持てず、ついイライラしがちですね。その結果、子育てや生活に対する不安が大きくなってしまうことがあります。そんな時、お互いに相談し、助け合える仲間がいれば、不安や悩みの多くが解決されるのではないでしょうか。父母会は、そんな親たちが互いに助け合うことをはじめとして、女性の働く権利を守り、子育てを個人的なことではなく、地域社会のものとして発展させていくための仲間集団です。

各園ごとに、創意工夫によって様々な活動を行っています。

(高津西保父母会だより「たけのこ」記事より)

夕涼み会、クリスマス会、父母会だよりの発行など

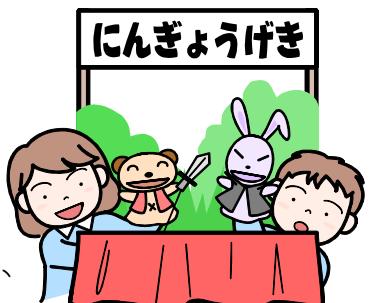
人形劇、音楽会、移動動物園など

署名活動、学習会、国・県・市への働きかけなど

運動会、お楽しみ会、卒園式など

こうしたことを通じて、子どもを真ん中に据えた父母と職員との信頼、協力関係が生まれています。

1連絡会会合 定例運営委員会 4月27日[日]午前10時~正午、八千代市福祉センター(市役所隣)です。  
臨時保育もしますので、お気軽に参加下さい。おやつ代として子どもひとりあたり100円をご持参下さい。



連絡会のひおり

2003 | 2003年 4月 4日(金)発行

2002年度末現在、11市立保育園と1民間保育園の父母会で構成されている横断的な組織です。毎月第4日曜日に定例会議を開催、各園の状況を情報交換し、連絡を取り合い、子どもの保育内容や環境整備など全体に係わる問題を取り上げ、市に保育行政充実を求めていました。1999年5月の正式な結成総会で、千葉県保育問題協議会[県の保育運動全体に責任を持っている唯一の団体]へ参加、更に全国の様子が分かる保育情報誌「ちいさいなかま」購読も推進しています。再結成以来協同している市職労保育園支部との共催企画「あそぼうよ、みんなよつといで」を4回成功させました。地域子育て支援センターの役割も持つ保育園の良さ(実践)を外にアピールする場になっています。又他地域の学習会に呼ばれたり、保育合研で発言したり、インターネットで激励を受けたりしながら、絶えず運動の方向が間違っていないことを確認しながらすすんでいます。

## ①毎年要望書を提出、少しづつ私たちの思いを実現

1999年度より毎年保護者アンケートを元に要望書を提出、児童支援課懇談会を定例化。

2000年夏、96年以来途絶えていたプール遊びと果物が復活(99年要望の一部実現)。

2001年4月、育休中の上の子の保育の扱いでは保護者の選択が可能に(99.2000年要望)。

2002年10月突然次年度より制度を後退させる案が通告されるが、連絡会の運動により2003年度限定ながら現行制度が維持されることに。

## ②公立保育園統廃合、民間移管等行革案へ対して取組、一定の成果。

1992年(当時は「連合会」)まで、保育内容や環境の改善を求め毎年、市へ要求提出と交渉。

その結果、現在のような制度:完全給食、延長保育、ふとん乾燥の公費補助、市独自の職員配置基準、保育室へのクーラー設置、兄弟を預ける場合の保育料軽減措置等が改善され実現。

1998年5月、市が「①市立園の統廃合と民営化②職員の退職不補充と臨時職員化③4~5才児の私立保育園と幼稚園へのシフト④0~1才児の臨時職員対応⑤看護婦・栄養士の園からの引き上げ」など、現行の保育水準を大幅に切り下げる行革(案)を発表、同年10月各園父母会代表者が集まり対策を協議、「連絡会を再結成し全体で運動しよう」と。

その経緯の中、「保育の質を落とさせない」要求で一致する八千代市職労と協同しながら署名・宣伝・学習会をはじめとして、市長と直接の懇談会などを実現。

1999年になり市長が、「民営化は市民参加によって決定した」との形を得るために、「子育て支援対策検討委員会」の設置を提案、父母代表の参加を要請したのを受け、5月から8月にかけ4回の委員会に公立園保護者代表として連絡会より4名(内2名は前会長と事務局長)が参加。

「現行の公立保育園への評価を実態に照らしてアピールし、公立園の合理化案=リストラ案は共に公的保育を担う私立の経営や保育水準にも悪影響を与えること、幼稚園や学童も含めて市エンゼルプランの実現こそ行政の役割であること、子どもにとってどうかの視点から議論することが委員会設置の本来目的であることを求めて論陣を張り、委員会の議論をリード。

6月議会で53,303人の反対請願署名が否決され、民営化モデル園が止まらないとの判断で、委託園のもとでも現行の保育水準を維持させ、新たな父母要求の実現を図るため26項目の要望書を提出。この要望書が全委員一致の確認となり、検討委員会の提言書の中に盛り込まれ、委託条件や委託先を決めるための受諾法人選考委員会に。民営化ストップにはならないまでも、新規事業(休日保育)を付加させたという面では運動の成果。又、法人モデル園としての茶々おおわだみなみ保育園(元市立大和田南保育園)は、現行水準(保育内容、職員配置等)を維持、民間園としての特色を出しつつ、父母会や連絡会と情報交換しながら、運営を工夫しています。

しかし、市は2010年までの公立園半減化方針を撤回しておらず、今後も監視の目が必要です。  
第31回ちば保育のつどい 6月28日[土]千葉市民会館大ホール  
第35回全国合研 8月2日[土]~4日[月] 京都市 京都府立体育館・龍谷大学

## 保育園生活を、楽しく過ごすための3つのポイント

1



保育園では父母会や保育参観、個人面談、試食など父 母向けの行事が開かれます。日ごろ子どもたちの園での 生活を直接見られない父母にとって、これらの行事は、子 らの様子を知り、保育士さんと直接話し合え、仲間もつ くれる良いチャンスです。また試食会では、子どもたちの 食生活に関する栄養士さんの話を聞くこともできます。仕事が忙しくても、これらの行事には都合をつけて、ぜひ 参加しましょう。

2

父母会では、各クラスから役員を出し合ったり、子どもを通じて父母同志が交流し合ったり、子どもたちへのプレゼント(物や体験)など、様々な活動を行っています。父母会活動を通じて友だちを増やし、日常生活の面でも助け合い、励まし合うことができます。社会的 視野も広がります。

3

子どもを「預かってもらっていて申し訳ない」とか「預か ってもらっているだけで有り難いので、何も言えない」など という気持ちが生じがちです。でも、少し発想を変えて、「保育士さんという子育ての専門家の助言をもらいながら、 子どもを共同で育てる」と考えてみませんか。そういう立 場で保育士さんと対等に話し合いをすれば、子どもの保育 にもプラスになるはずです。担任の保育士さんだけでなく、 全ての職員と日常的に会話するよう心がけましょう。



## 困ったこと、悩みなどがありましたら、あなたの園の父母会や連絡会へ！

八千代市保育園父母会連絡会(ホーメージアドレス) <http://www2u.biglobe.ne.jp/~TommyNet/toppage.html>  
(メーリングリスト) <http://www.egroups.co.jp/group/yachiyohuboren/>

(事務局長鈴木) 047-459-3802 (TEL/FAX)  
E-mail [tommy-s@mtj.biglobe.ne.jp](mailto:tommy-s@mtj.biglobe.ne.jp)

千葉県保育問題協議会(千葉保育センター)(ホーメージアドレス) 047-424-8102 (TEL) 424-8108 (FAX)  
<http://www7.plala.or.jp/chiba-ho/>

八千代市役所児童支援課 047-483-1151 内線 2224

八千代市職員労働組合保育園支部 047-482-9075

### 名称

第 1 条 この会は、八千代市保育園父母会連絡会と称する。

### 構成

第 2 条 八千代市保育園父母会連絡会の目的に賛同する八千代市内の保育園の父母(保護者)会により構成する。

### 目的

第 3 条 本会は次の事項を目的とする。

1. 子どもの立場に立ってよりよい保育がなされるように努める。
2. 働く親の働くための社会的条件を整えることに努力する。
3. 1つの保育園が孤立せず、市内の保育園が相互に連絡を取り、情報交換・親睦を図り、父母(保護者)会活動を支援する。

### 活動

第 4 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 各父母(保護者)会の連絡、交流、学習のため、定例運営委員会、必要に応じて学習会などを開催する。
2. 保育環境を良くするために、市や市議会に働きかける。
3. 必要に応じてニュース及びチラシ、資料等の発行を行う。
4. 随時、保育士をはじめ職員との連携をはかる。
5. その他、目的達成のために必要な活動を行う。

### 役員

第 5 条 この会には、会長 1 名、副会長 3 名、事務局長 1 名、会計 2 名、広報担当 3 名、その他運営委員等の役員をおき、その選出方法および任期は次の通りとする。

1. 役員は、各父母(保護者)会 1 名以上選出する。
2. 会長、副会長、事務局長、会計は、各父母(保護者)会から選出された役員の互選によることとする。
3. 役員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。
4. 事務局は、会長、副会長、事務局長、会計、広報担当で構成する。

第 6 条 この会に監査 2 名をおく。監査は総会で選出し、会計を監査する。その任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

### 会議及び運営

第 7 条 この会の会議は、総会、事務局会議、定例運営委員会とする。

1. 総会は、年 1 回開催し、必要に応じて臨時総会を実施することができる。
2. 事務局会議は、必要に応じて随時開催する。
3. 定例運営委員会は、原則として毎月 1 回定期的に開催する。
4. その他、必要に応じて会議、学習会等を開催する。
5. 会議には、この会の目的に賛同する賛助会員(個人・団体)も必要に応じて参加することができる。

第 8 条 本会の議決は、総会出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

### 経理

第 9 条 この会の経理は、会費及び寄付金をもって、これに充てる。

第 10 条 この会の会費は、加盟父母(保護者)会の規模に応じて総会で決める。算出基準は、100 円 × 4 月 時点での各園の定員とする。但し定員未満は×在園児数とする。賛助会員(個人)は、年会費 500 円を納める。

第 11 条 この会の会計年度は、4 月より翌年 3 月までとする。

### 会則の改正

第 12 条 この会則は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得なければ改正することができない。その他

第 13 条 本会の運営に必要な事項は、細則として別にこれを定める。

### 付則

この会則は、1999年 5 月 27 日から適用する。

2001年 5 月 27 日一部改正